

1 事業名

所沢市斎場条例の一部改正

2 事業の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、市内居住者の斎場使用料が適用される施設に入所する市外居住者の規定について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても必要に応じて同様の改正が見込まれる。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 3 1 号 所沢市斎場条例の一部を改正する条例

別表（第 8 条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 次に掲げる場合に該当する市外居住者については、市内居住者の使用料を適用する。
 - (1) 略
 - (2) 死亡者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条第 3 項に規定する特定施設入所等障害者（(1)の規定に該当する者を除く。）であつて、本市の介護給付費等の支給決定を受けているものである場合
- 3 略

別表（第 8 条関係）

略

備考

- 1 略
- 2 次に掲げる場合に該当する市外居住者については、市内居住者の使用料を適用する。
 - (1) 略
 - (2) 死亡者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条第 3 項に規定する特定施設入所障害者であつて、本市の介護給付費等の支給決定を受けているものである場合
- 3 略